

# 岐阜県バスケットボール協会規約

## 第1章 名 称

第1条 本協会は岐阜県バスケットボール協会という。

## 第2章 事 務 局

第2条 本協会の事務局は理事会の定めるところに置く。

## 第3章 目 的

第3条 本協会は日本バスケットボール協会及び岐阜県体育協会に加盟し、県内のバスケットボール団体の統括機関として、バスケットボール競技の健全な普及発達をはかり、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第4章 事 業

第4条 本協会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 各種バスケットボール競技大会の開催。
- 二 バスケットボール競技及び審判技術についての研修会及び講習会の開催。
- 三 バスケットボールに関する事項の指導並びに調査研究。
- 四 その他本協会の目的達成に必要な事項。

## 第5章 組 織

第5条 本協会は本協会に登録加盟する県内のアマチュア・バスケットボール団体(チーム)を会員として組織する。

2. 本協会は本協会の趣旨に賛同する県内の各種アマチュア・バスケットボール連盟又は地区協会等を特別会員として組織する。

## 第6章 役 員

第6条 本協会には、次の役員をおく。

- |   |     |   |       |     |
|---|-----|---|-------|-----|
| 一 | 会 長 | 二 | 副 会 長 | 若干名 |
| 三 | 顧 問 | 四 | 参 与   | 若干名 |

五	理事長	1名	六	副理事長	若干名
七	常任理事	必要な人数	八	理事	必要な人数
九	委員	必要な人数	十	評議員	必要な人数
十一	監事	2名			

2. 本協会には次の特別役員をおくことができる。

一	名誉会長	1名	二	名誉副会長	若干名
三	名誉顧問	若干名			

第7条 会長、副会長、名誉会長及び名誉副会長は、評議員会に提出する議案を審議する理事会で推薦し、評議員会で推挙する。

会長は本協会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第8条 顧問、参与、監事及び名誉顧問は前記の理事会の推薦により、評議員会の同意を得て会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応える。

監事は本協会の会計を監査する。

第9条 評議員は会員及び特別会員とし評議員会を構成する。

第10条 理事は評議員の中より推薦された者、及び会長の推薦する者を、前記の理事会において選出し、評議員会の議決により会長が委嘱する。

理事は会務を分掌する。

第11条 理事長及び副理事長は、理事候補者中より前記の理事会において選出し、評議員会の議決により会長が委嘱する。

副理事長は理事長を補佐し、担当する委員会又は種別部門を統括し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第12条 常任理事は、理事候補者中より前記の理事会において選出し、評議員会の議決により会長が委嘱する。

常任理事は評議員会・理事会の議決によって、第3章の目的を達成するための業務を企画運営し、会務執行の実質的な任にあたる。

常任理事の中に事務局長及び会計を各1名おく。

第13条 各委員会の長(委員長・副委員長)、各種別部門の長(部長・副部长)、事務局長、会計等の役職は、理事候補者中より前記の理事会において選出し、評議

員会の議決により会長が委嘱する。

委員長、部長は担当する委員会又は種類別部門を統括する。

副委員長、副部長は、委員長又は部長を補佐し、委員長又は部長事故ある時は、その職務を代行する。

第14条 委員は常任理事会の推薦により会長が委嘱する。委員は各委員会において、その専門とする会務を行う。

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。役員が欠けた時は原則として補充する。補充された役員の任期は前任者の残りの期間とする。

役員は任期満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

## 第7章 会 議

第16条 評議員会は本協会の最高議決機関であって、定時評議員会においては、次の事項を審議する。

- |            |         |             |
|------------|---------|-------------|
| 一 予 算      | 二 事業計画  | 三 決 算       |
| 四 役員の選出    | 五 規約の改正 | 六 細則の制定及び改廃 |
| 七 その他重要な事項 |         |             |

第17条 定時評議員会は毎年1回、原則として3月に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、評議員会の3分の1以上の要求があった場合、及び理事会が必要と認めた場合は、会長は臨時評議員会を招集し、議長となる。

第18条 顧問、参与の会議は必要に応じて会長が招集する。顧問、参与の会議は会長の諮問に応える。

第19条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、理事長が議長となる。

理事会は評議員会に提出する議案及び会務執行に関して必要な事項を審議決定し、各種規定の整備、改正を行う。

第20条 常任理事会は必要に応じて会長が招集する。

常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、理事長が議長となる。

常任理事会は理事会に提出する議案及び会務執行に関して具体的な事項を審議決定する。

第21条 委員会は委員長もしくは理事長・担当副理事長が必要に応じて招集する。

委員長はそれぞれの専門分野における会務について企画立案し、常任理事会に提出する議案を審議する。

2. 次の委員会を常設し、理事会の決議により特別委員会を設置する。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 一 総務委員会         | 二 財務委員会  |
| 三 報道委員会         | 四 競技委員会  |
| 五 強化委員会         | 六 審判委員会  |
| 七 公認審判審査委員会     | 八 登録委員会  |
| 九 指導者育成委員会      | 十 医科学委員会 |
| 十一 エンデバー一貫指導委員会 |          |

第22条 本章に定める会議は、それぞれ定数の2分の1以上の出席（委任状によるものも含む）を得て成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

可否同数の場合には、議長が決定する。

## 第8章 加盟・登録及び脱退

第23条 本協会に加盟・登録する団体(チーム)は、所定の手続きにより次の種類のいずれかに登録し、別に定める『加盟団体に関する規定』を守らねばならない。

- |         |         |       |
|---------|---------|-------|
| 一 日本リーグ | 二 実業団   | 三 クラブ |
| 四 教員    | 五 大学    | 六 高専  |
| 七 高校    | 八 中学校   | 九 ミニ  |
| 十 家庭婦人  | 十一 専門学校 | 十二 一般 |

第24条 本協会の加盟団体がアマチュア資格を失ったとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められたとき、もしくは不都合行為があったときは、理事会の決議により除名することができる。

## 第9章 会計

第25条 本協会の経費は次のもので支出する。

- |                |       |
|----------------|-------|
| 一 加盟団体の登録料・分担金 | 二 補助金 |
| 三 事業収入         | 四 寄付金 |

## 五 役員の会費

## 六 その他の雑収入

第 26 条 本協会の会計年度及び事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 10 章 雑 則

第 27 条 本規約の改正は、第 22 条の規定に拘わらず、評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て、改正することができる。

第 28 条 本協会の運営に必要な細則は、評議員会の議決を経て別に定める。

第 29 条 本規約及び細則に定めなき事項は、その都度常任理事会において決定し、重要事項については理事会もしくは評議員会に報告し、事後了承を得るものとする。

## 付 則

本規約は昭和 59 年 4 月 1 日より改正実施する。

本規約は昭和 61 年 4 月 1 日より改正実施する。

本規約は平成 4 年 4 月 1 日より改正実施する。

本規約は平成 14 年 4 月 1 日より改訂実施する。

本規約は平成 16 年 4 月 1 日より改訂実施する。

本規約は平成 18 年 4 月 1 日より改訂実施する。